

# 第 50 期

## 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

### 開催場所

東京都世田谷区用賀四丁目10番2号  
世田谷ビジネススクエア ヒルズ1  
5階 会議室

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 社会の安全と発展のために

### 目標

- ① 最良のリアルタイムソフトウェアを提供して、社会に貢献する。
- ② 社員の自己実現と会社の存続発展の一致をはかる。
- ③ 以て、かけがえのない一流のソフトウェア会社となる。

### 方針

- ① お客様中心ビジネスを実践し、魅力あるソフトウェア会社となる。
- ② 知力の強化と技術の組織化に努め、完全性に挑戦する。
- ③ プロフェッショナル化を推進する。
- ④ グローバル化を推進し、知的財産権時代に主体的に対応する。
- ⑤ 質重視とリアルタイム経営で、会社の個性を磨く。
- ⑥ 地球資源が有限であることを認識し、環境の保全に永続的に配慮する。

### 行動 規準

- ① 法および社会規範を遵守する。
- ② 誇りと謙虚さを持って行動し、また事業活動の透明性を維持する。
- ③ 知的財産権を尊重し、また機密を完璧に守る。
- ④ 創造的破壊の精神で創意工夫に努める。
- ⑤ 自律自助の精神で臨む。

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
ここに第50期(2019年4月1日から2020年3月31日)招集ご通知をお届けするにあたり、  
ご挨拶申し上げます。



代表取締役社長  
**櫻井 伸太郎**

当社は、「社会の安全と発展のために」を会社理念とするリアルタイム技術専門会社として創業し、第50期を迎えました。今期は、3期連続の増収増益で過去最高の業績を達成できました。これもひとえにお客様、株主様および関係者の皆様方の温かいご支援の賜物と心よりお礼申し上げます。

当社は、最良のリアルタイムソフトウェアの提供を通して社会に貢献することを目標としております。特に当社に期待されるのは、サイエンスとエンジニアリングの融合に関わる技術領域であり、そのためには先端技術を窮める必要があります。IoT、AI（人工知能）、ロボットを研究開発の重点テーマとして、他社や大学、国の研究機関などと連携しながら、オープンイノベーションを推進してまいります。

第51期、社員一同決意を新たに次の半世紀に向けてスタートを切りました。これからも「QCD&I（品質・価格・納期およびイノベーション）」をビジネス・コンセプトとし、QCDへの対応力を基本としながら、イノベーションによりお客様満足度を高め、ビジネスの高付加価値化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社事業についてより一層のご理解をいただき、引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照のうえ、議決権をご行使くださいますようお願いいたします。

### ① 議決権を事前行使される場合

ご郵送ください

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。

【行使期限】

2020年6月24日（水曜日）

午後5時到着分まで



### ② 株主総会にご出席される場合

会場へご持参ください

同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出ください。

【株主総会開催日時】

2020年6月25日（木曜日） 午前10時

※受付開始：午前9時30分



### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

- 株主様の安全確保および感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願いいたします。
- 株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願いいたします。
- 会場に滞在する時間を短縮することを目的として、本株主総会では所要時間の短縮化に取り組みます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きく変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。（<https://www.sec.co.jp/>）

**第50期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2020年6月25日(木曜日) 午前10時
<b>2 場 所</b>	東京都世田谷区用賀四丁目10番2号 世田谷ビジネススクエア ヒルズ1 5階 会議室 (末尾の【株主総会会場ご案内図】をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 第50期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 第4号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
<b>4 議決権行使のご案内</b>	3頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知の提供書面の計算書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

**当社ウェブサイト (https://www.sec.co.jp/)**

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社では、業績成長を継続して株主の皆様にも適切な利益還元を図っていくことは当社経営の重要課題のひとつであると認識しており、配当につきましては、配当性向40%を目安として決定する方針といたしております。

第50期の期末配当金につきましては、創立50周年を記念して、1株当たり普通配当53円に記念配当20円を加えて、1株につき73円といたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>73円</b> 配当総額 <b>373,707,294円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日

## 第2号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 アキヤマ イツシ 秋山 逸志 (1951年8月23日生)	1976年 4月 当社入社 1996年 5月 当社開発第一部長 1998年 6月 当社執行役員 2001年 4月 当社経理部長 2002年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社代表取締役社長 2019年 4月 当社代表取締役会長（現任）	40,000株

## 【選任理由】

代表取締役として強いリーダーシップを発揮して当社の経営を担い、企業価値向上に貢献してきた実績と、経営全般における豊富な経験と見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再任 サクライ シンタロウ 櫻井 伸太郎 (1958年3月24日生)	1983年 4月 当社入社 1999年 4月 当社開発第二部担当マネジャー 2001年 4月 当社SI本部インターネットビジネスフィールド担当マネジャー 2006年 4月 当社開発副本部長兼 プロダクトビジネス推進部長兼研究企画室長 2006年 6月 当社上席執行役員 2012年 4月 当社開発副本部長兼 第五開発部長兼研究企画室長 2016年 4月 当社開発本部長（現任） 2016年 6月 当社取締役 2017年 11月 AMSEC, INC. PRESIDENT 2019年 4月 当社代表取締役社長（現任）	8,000株

## 【選任理由】

代表取締役社長として業績向上に貢献し、当社の成長を牽引した実績と、開発全般における豊富な経験と見識を有し、社内から厚い信頼を得ている点を踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ナカムラ アキラ <b>中村 彰</b> (1961年1月13日生)	1983年 4月 当社入社 1999年 4月 当社マーケティング部長 2000年 7月 当社執行役員 2001年 4月 当社マーケティング本部長 2005年 6月 当社取締役 2006年 4月 当社開発副本部長兼企画営業室長 2008年 4月 当社開発副本部長兼企画営業部長 2016年 4月 当社企画営業部長 (現任) 2019年 4月 当社取締役副社長 (現任) 2019年 11月 AMSEC,INC. PRESIDENT (現任)	14,000株

【選任理由】

企画営業担当取締役として当社の営業を牽引し、業績向上に貢献した実績と、マーケティング全般における豊富な経験と見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> スギヤマ トシアキ <b>杉山 寿頭</b> (1971年4月17日生)	2008年 3月 当社入社 2016年 10月 当社管理本部経理部長 (現任) 2018年 7月 当社執行役員 2019年 6月 当社取締役管理本部長 (現任)	5,500株

【選任理由】

管理部門担当取締役として当社の管理部門を統括した実績と、経理・財務分野における専門知識と見識を有している点を踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第3号議案

## 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として2020年5月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として重任予定の取締役秋山逸志、櫻井伸太郎、中村彰、杉山寿顕の4氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点は無いとの意見でございました。役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
秋山 逸志	2002年 6月 当社取締役 2006年 6月 当社代表取締役社長 2019年 4月 当社代表取締役会長（現任）
櫻井 伸太郎	2016年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長（現任）
中村 彰	2005年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社取締役副社長（現任）
杉山 寿顕	2019年 6月 当社取締役（現任）

#### 第4号議案

## 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第45期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものいたします。

本議案に係る対象取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点は無いとの意見でございました。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結時点の直前時までの期間中、継続して上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記(2)の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記(1)に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

(提供書面)

## 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国情報サービス業の業況は、経済産業省「特定サービス産業動態統計」によると、前年同月比の月別売上高は、2018年10月以降、17ヶ月連続で増加しており、IT需要は全体的には概ね堅調と推察されます。当社事業分野では、移動体通信事業者向けのサービス系の開発が減少したものの、官公庁案件をはじめとした社会公共分野の開発案件が増加したことに加え、ロボットの研究開発案件や宇宙天文分野の開発案件が増加し、需要環境は全体的には好調でした。なお、当事業年度において新型コロナウイルス感染症の発生による影響は軽微でありました。

こうした傾向の中、当社は、重点テーマであります「先端技術を窮め、オープン・イノベーションで事業成長を目指す」を実践し増収増益となりました。

ビジネスフィールド（以下、ビジネスフィールドをBFと省略）別には、モバイルネットワークBFは、移動体通信事業者向けのサービス系の開発や電機メーカー向けのスマートフォン関連の開発が減少し、売上高は1,243百万円（前期比24.0%減）となりました。インターネットBFは、民間企業向けの複数の大型案件の開発が引き続き堅調でしたが、非接触IC搭載ソフトウェアの開発が減少し、売上高は1,226百万円（同2.1%減）となりました。社会基盤システムBFは、放送分野などが減少したものの官公庁案件や交通系のモバイル決済関連の開発が増加し、売上高は1,769百万円（同12.2%増）となりました。宇宙先端システムBFは、車両自動走行を含めたロボットの研究開発案件が堅調であったことに加え、宇宙天文分野の開発案件が増加し、売上高は2,104百万円（同38.9%増）となりました。

この結果、全社売上高に占める割合では、モバイルネットワークBF、インターネットBFが低下し、宇宙先端システムBF、社会基盤システムBFが上昇しております。

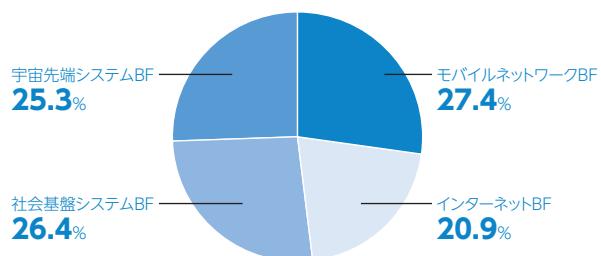
以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6,343百万円（前期比6.1%増）、営業利益930百万円（同13.0%増）、経常利益999百万円（同12.4%増）、当期純利益687百万円（同12.1%増）となりました。

## B F 別売上高及び受注状況

ビジネスフィールド	売上高 (百万円)	前期比 (%)	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
モバイルネットワーク	1,243	76.0	1,218	76.8	299	92.3
インターネット	1,226	97.9	1,246	96.4	293	107.4
社会基盤システム	1,769	112.2	1,841	92.9	1,161	106.6
宇宙先端システム	2,104	138.9	2,341	151.2	591	167.2
合計	6,343	106.1	6,648	103.7	2,345	114.9

### B F 別売上高構成比

前期



当期



### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

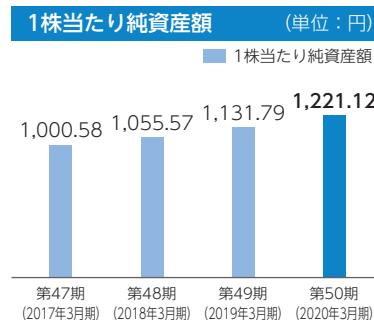
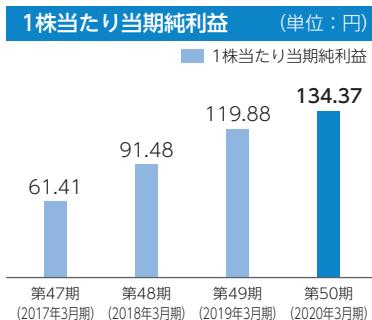
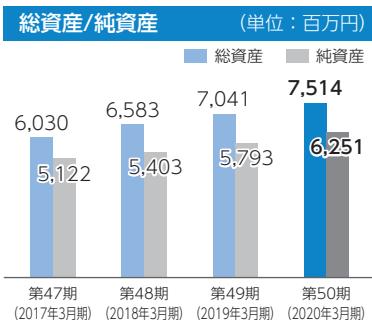
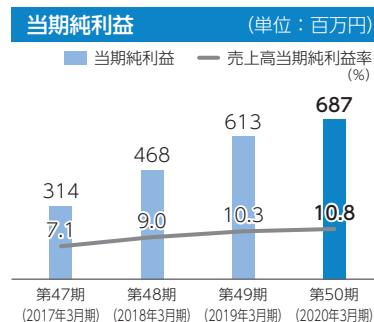
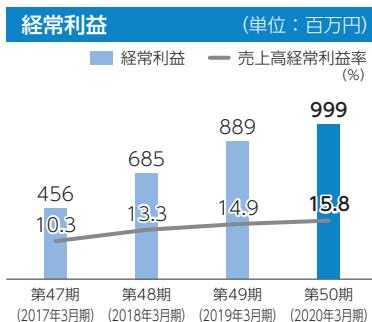
### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第47期 (2017年3月期)	第48期 (2018年3月期)	第49期 (2019年3月期)	第50期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高	(千円)	4,424,059	5,175,417	5,981,295	6,343,928
経常利益	(千円)	456,325	685,836	889,490	999,572
当期純利益	(千円)	314,397	468,354	613,724	687,859
1株当たり当期純利益	(円)	61.41	91.48	119.88	134.37
総資産	(千円)	6,030,670	6,583,941	7,041,834	7,514,540
純資産	(千円)	5,122,482	5,403,844	5,793,924	6,251,274
1株当たり純資産額	(円)	1,000.58	1,055.57	1,131.79	1,221.12

- (注) 1.当社は2016年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第47期(2017年3月期)の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を計算しております。  
 2.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第49期(2019年3月期)の期首から適用しており、第47期(2017年3月期)以降の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。  
 3.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。



### (3) 対処すべき課題

#### ① 需要構造の変化への対応

当社では、需要構造の変化への対応が課題であります。急速に適用分野が広がっていくソフトウェアビジネスでは、現場の感度を高め研究開発で変化先取りに注力して新技術をいち早く習得し、主体的なビジネスを展開することが重要であると認識しております。

「ユビキタス」を戦略テーマとする研究開発や製品開発を強化し、新技術の提案力で成長分野を戦略的に受注し、成長に繋げてまいります。またグローバルなビジネス展開を意識しながら、大学との共同研究や他社とのアライアンスを積極的に推進し、高付加価値化に繋げてまいります。

一方、当社独自の研究開発や製品開発の強化は短期的には業績引下げ要因となるため、それら先行投資と短期的な業績確保の両立に今後も取り組んでまいります。

#### ② 安定的な収益確保

当社では、安定的な収益を確保することが課題であります。安定的に収益を確保するためには、不採算プロジェクトを発生させないことが重要であり、組織的なリスク管理の強化、品質マネジメントシステムの徹底、品質管理部門によるプロジェクト管理支援、内部統制機能や社員教育の強化などを推進して、この課題に取り組んでまいります。

#### ③ 優秀な人材の確保

当社では、優秀な人材の確保が課題であります。人間力が競争力の元であるソフトウェアビジネスでは、社員の質が会社の質を決め、社員の成長が会社の成長に繋がります。このため、社会的信用力と知名度の向上を活かし、優秀な人材をより多く獲得し、入社後は社員自らが成長できるチャレンジングな環境を用意することが重要であると認識しております。特に高度な技術を有する技術者を育成するため、引続き社員の成長を促す教育制度を充実させ、「学ぶ組織」を目指してまいります。

また優秀な人材には、待遇面の最適化が必要であると認識しておりますが、基本は魅力あるチャレンジングな仕事であることを念頭に、全社員が協力して最大の成果が期待できる仕組みを構築してまいります。

#### ④ 優良な外注先の確保

当社では、当社の規模からして経営資源の一部を社外に求める必要があり、優良な外注先を確保することが課題であります。開発分野が大きく変動する状況下で、安定的に優良な外注先を発掘する仕組みを構築する必要があり、開発力や提案力の評価方法などの高度化も喫緊の課題であります。また当社が外注先にとって魅力のある会社になる必要があり、外注先の開発力と当社の開発分野の適合性をみながら、協力関係を検討してまいります。

一方、売上高に対する外注比率が高くなると、技術の空洞化や品質の劣化に繋がるため、受注弾力性を考慮しながら適正な外注比率を追究してまいります。

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、モバイルネットワーク、インターネット、社会基盤システム、宇宙先端システムといった4つのビジネスフィールドでのリアルタイムソフトウェアと、お客様の困難な課題を解決するリアルタイムソリューションを提供いたしております。

#### (6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

本社	東京都世田谷区
大阪事業所	大阪市

#### (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
299名	19名増加	38.3歳	12.9年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者数及び臨時従業員数が含まれておりません。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

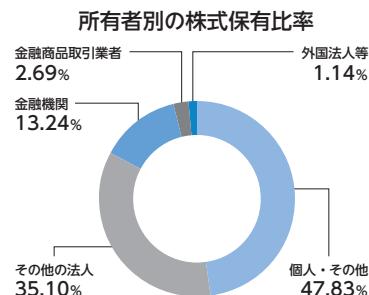
借入先	借入額 (千円)
株式会社三菱UFJ銀行	36,000

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,120,000株 (自己株式722株を含む)
- (3) 株主数 3,762名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有限会社矢野商会	1,488,820	29.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	339,700	6.63
セック従業員持株会	256,500	5.01
有限会社近石商会	192,840	3.76
矢野恭一	177,680	3.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	142,100	2.77
有限会社小早商事	86,440	1.68
小早紀光	70,400	1.37
小早宏一郎	70,400	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	60,200	1.17

(注) 持株比率は自己株式 (722株) を控除して計算しております。

## 3 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

### (1) 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	秋 山 逸 志	
代表取締役社長	櫻 井 伸太郎	開発本部長
取締役副社長	中 村 彰	企画営業部長 AMSEC, INC. PRESIDENT
取締役	杉 山 寿 顕	管理本部長 経理部長
取締役 (監査等委員・常勤)	酒 井 俊 司	
取締役 (監査等委員)	松 本 素 彦	川崎総合法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	西 村 邦 裕	株式会社テンクー 代表取締役社長 メディカルデータカード株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松本素彦氏及び取締役 (監査等委員) 西村邦裕氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役 (監査等委員) 松本素彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 松本素彦氏は、2019年9月30日付で弁護士法人サガミ総合法律事務所の解散に伴い同法律事務所の代表社員を退任し、2020年1月6日付で川崎総合法律事務所に所属しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
- ① 2019年6月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員) 近石幸博氏は任期満了により退任いたしました。
- ② 2019年6月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員を除く。) 酒井俊司氏は任期満了により退任し、同総会において、新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任いたしました。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役 (監査等委員) 酒井俊司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、取締役 (業務執行取締役であるものを除く。) との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、各取締役 (監査等委員) は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

### (3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	支給額 (千円)
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	5 (0)	124,345 ( - )
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (2)	26,520 (15,280)
合 計 (うち社外取締役)	9 (2)	150,865 (15,280)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、2019年6月26日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く。) 1名 (うち社外取締役0名) 及び取締役 (監査等委員) 1名 (うち社外取締役0名) の在任中の報酬等の額が含まれております。このうち退任取締役 (監査等委員を除く。) 1名につきましては、同総会において、新たに取締役 (監査等委員) に選任され就任したため、支給額と員数につきましては、取締役 (監査等委員を除く。) 在任期間分は取締役 (監査等委員を除く。) に、取締役 (監査等委員) 在任期間分は取締役 (監査等委員) に含めて記載しております。また、合計に記載された人数は延べ人数であり、実際の支給人数は8名 (うち社外取締役2名) であります。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第45期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、内規に基づく役員退職慰労金要支給額のうち当事業年度に帰属する金額 (取締役 (監査等委員を除く。) 5名に対し10,000千円)、当事業年度における役員賞与引当金繰入額 (取締役 (監査等委員を除く。) 4名に対し16,250千円)、当事業年度に役員賞与として未払金に計上した金額 (取締役 (監査等委員を除く。) 4名に対し3,250千円、取締役 (監査等委員) 3名に対し1,500千円) が含まれております。
5. 上記のほか、2019年6月26日開催の第49期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く。) 1名に対して役員退職慰労金36,042千円を支給しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）松本素彦氏は、2019年9月30日付で弁護士法人サガミ総合法律事務所の解散に伴い同法律事務所の代表社員を退任し、2020年1月6日付で川崎総合法律事務所に所属しております。両法律事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）西村邦裕氏は、株式会社テンクーの代表取締役社長とメディカルデータカード株式会社の代表取締役社長を兼務しております。各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 松本素彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士及び税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 西村邦裕	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。ゲノム医療に特化したベンチャー企業の経営者としての経験や独自のネットワークで得られる最先端技術の知見に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、その他必要な助言・提言を行っております。また、監査等委員会において業務監査、会計監査について必要な発言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,520
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,520

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、それを全役職員に周知徹底します。

また、当社は、内部通報制度を導入し、法令違反、不正行為等の防止、早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行います。

### (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定または重要な報告に関しては、社内規程に従い、適切な管理を行います。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社のリスク管理を統括する担当取締役を置きます。担当取締役は、「リスク管理規程」に基づいて全社のリスクを統括管理し、リスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会で、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にします。

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督します。

担当取締役は、担当する業務の執行状況を監督し、各部門の実施状況は、部門責任者が参加する会議にて評価します。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社規程」に従い、子会社の取締役等の職務の執行に係る重要事項について承認を行うと共に、業績状況等について定期的に報告を受けます。

## **(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会は、内部監査室の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できます。当該要員は、監査等委員会の補助者としての職務においては、監査等委員会の指示にのみ従うものとします。また、当該要員の人事異動、人事考課及び懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとします。

## **(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査等委員会に当該事実を報告します。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人等に対し報告を求めることができます。当社は、監査等委員会へ報告をしたことを理由とした不利益な処遇は一切行いません。

## **(8) 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る）について生じる費用の前払いまたは支払い等の請求をしたときは、速やかに処理します。

## **(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人及び内部監査室長と随時面談を行い、意見交換を実施します。

## **(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法及び関連法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムの適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

## **(11) 反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対して毅然とした態度で組織的に対応するものとし、全役職員に対してその徹底を図ります。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち、主なものは次のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制

当社では、会社理念（目標、方針、行動規準）を定め、会社規程及びホームページに明記して周知しております。また、内部通報制度を導入してコンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図っております。

コンプライアンスを所管する部署は、業務の適正性及各種法改正の状況に応じて、会社規程を適時適切に整備すると共に、従業員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施しております。

反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力対応規程」を定め、全役職員に周知徹底を図っております。

### (2) リスク管理体制

当社では、経営上のリスクに組織的に対応するため、リスク管理を統括する担当取締役を置いております。リスク管理担当取締役は、全取締役に対して経営リスクとその対応状況についてアンケート調査を行い、その結果に基づき、経営計画策定時の取締役会にてリスクの顕在化状況とリスク対策の有効性について意見交換し、経営計画に反映しております。

### (3) 取締役の職務の執行

当社では、株主総会後の取締役会において、各取締役の担当役割及び担当部門を決定し、業務執行責任を明確にしております。取締役は、担当業務を確認・監督し、取締役会において執行状況を適宜報告しております。また、取締役業務執行確認書を監査等委員会に提出し、職務執行の適法性を監査しております。

### (4) 監査等委員会の監査

監査等委員会は、代表取締役、会計監査人、内部監査室長との面談を行い、意見交換をしております。常勤監査等委員は社内の主要な会議に出席しております。また、監査等委員会は、取締役会の実効性評価及び監査等委員会の取締役会に対する実効性評価を実施し、その結果を取締役に報告しております。

### (5) 財務報告の体制

当社では、社長を委員長とする内部統制委員会を中心に、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、改善を実施しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第50期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,843,914</b>
現金及び預金	3,369,948
受取手形	23,262
売掛金	2,366,842
前払費用	56,048
その他	27,813
<b>固定資産</b>	<b>1,670,625</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>57,435</b>
建物	32,678
工具、器具及び備品	24,757
<b>無形固定資産</b>	<b>14,041</b>
ソフトウェア	7,258
ソフトウェア仮勘定	6,783
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,599,148</b>
投資有価証券	822,776
関係会社株式	11,400
前払年金費用	403,035
繰延税金資産	25,270
その他	336,665
<b>資産合計</b>	<b>7,514,540</b>

科目	第50期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>1,167,237</b>
買掛金	305,328
短期借入金	36,000
未払金	87,124
未払費用	97,116
未払法人税等	199,862
未払消費税等	121,542
前受金	22,488
預り金	14,524
賞与引当金	267,000
役員賞与引当金	16,250
<b>固定負債</b>	<b>96,028</b>
役員退職慰労引当金	81,917
資産除去債務	14,111
<b>負債合計</b>	<b>1,263,266</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>6,214,733</b>
資本金	477,300
資本剰余金	587,341
資本準備金	587,341
利益剰余金	5,151,000
利益準備金	25,000
その他利益剰余金	5,126,000
別途積立金	400,000
繰越利益剰余金	4,726,000
自己株式	△908
評価・換算差額等	36,541
その他有価証券評価差額金	36,541
<b>純資産合計</b>	<b>6,251,274</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>7,514,540</b>

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第50期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	6,343,928
売上原価	4,568,871
<b>売上総利益</b>	<b>1,775,056</b>
販売費及び一般管理費	844,465
<b>営業利益</b>	<b>930,591</b>
<b>営業外収益</b>	<b>70,714</b>
受取利息	147
有価証券利息	4,722
受取配当金	1,975
不動産賃貸料	4,076
補助金収入	20,073
受取出向料	38,563
その他	1,155
<b>営業外費用</b>	<b>1,733</b>
支払利息	681
不動産賃貸費用	1,051
<b>経常利益</b>	<b>999,572</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>999,572</b>
法人税、住民税及び事業税	312,325
法人税等調整額	△612
<b>当期純利益</b>	<b>687,859</b>

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年4月1日期首残高	477,300	587,341	587,341	25,000	400,000	4,283,865	4,708,865	△908	5,772,598
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△245,725	△245,725		△245,725
当期純利益						687,859	687,859		687,859
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	442,134	442,134	-	442,134
2020年3月31日期末残高	477,300	587,341	587,341	25,000	400,000	4,726,000	5,151,000	△908	6,214,733

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日期首残高	21,326	21,326	5,793,924
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△245,725
当期純利益			687,859
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	15,215	15,215	15,215
事業年度中の変動額合計	15,215	15,215	457,349
2020年3月31日期末残高	36,541	36,541	6,251,274

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

株式会社セック  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 治郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 尚子 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は妥当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社セック 監査等委員会

監査等委員 松本素彦 ㊞

常勤監査等委員 酒井俊司 ㊞

監査等委員 西村邦裕 ㊞

(注) 監査等委員松本素彦及び西村邦裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## トピックス

### ■ NEDO「ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト」の成果を発表

当社は2017年より「人と共働して軽作業をするロボットプラットフォームの開発」を研究テーマとして、ロボットの未活用領域であるレストランやコンビニエンスストアなどの店舗での軽作業（接客、配膳、陳列など）が可能なロボットの開発に取り組んできました。この3年間に亘る研究成果を国際ロボット展や日本機械学会などで発表しました。

### ■ FPGAの研究成果を計測自動制御学会、日本機械学会にて発表

FPGAはプログラムの書き換えができる、省電力かつ高速な集積回路です。5G時代のエッジコンピューティングにおいて、AIなど高速処理が必要な分野での活用が有力視されています。

セックは2017年から九州工業大学とFPGAに関する共同研究を開始し、その研究成果を論文発表しました。

- 高位合成によるORB-SLAMのFPGA実装の最適化（2019年12月 計測自動制御学会）
- 高位合成によるORB-SLAMのFPGA実装と評価（2019年6月 日本機械学会）

### ■ ホームページに当社のESGへの取り組みを掲載しました

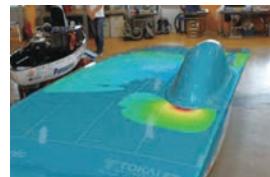
「社会の安全と発展のために」をスローガンとするセックにとって、当社の事業活動そのものが持続可能な社会の実現につながるものであると認識しています。最良のリアルタイムソフトウェアを提供することで社会的な課題を解決し、社会の安全と発展への貢献を一層高めるための不断的な努力を、今後も続けてまいります。

ESGについての詳細は、ホームページをご覧ください。  
<https://www.sec.co.jp/ja/company/sustainability.html>

### ■ 東海大学ソーラーカープロジェクトにMR技術で協力

当社のMR（複合現実）技術をソーラーカーの車体設計に適用し、走行時の空気抵抗などのシミュレーション結果を可視化することで、ソーラーカーの開発効率向上に貢献しました。

この結果、2019年10月に開催されたソーラーカーレースの国際大会「ブリヂストン・ワールドソーラーカーチャレンジ」で準優勝を果たしました。



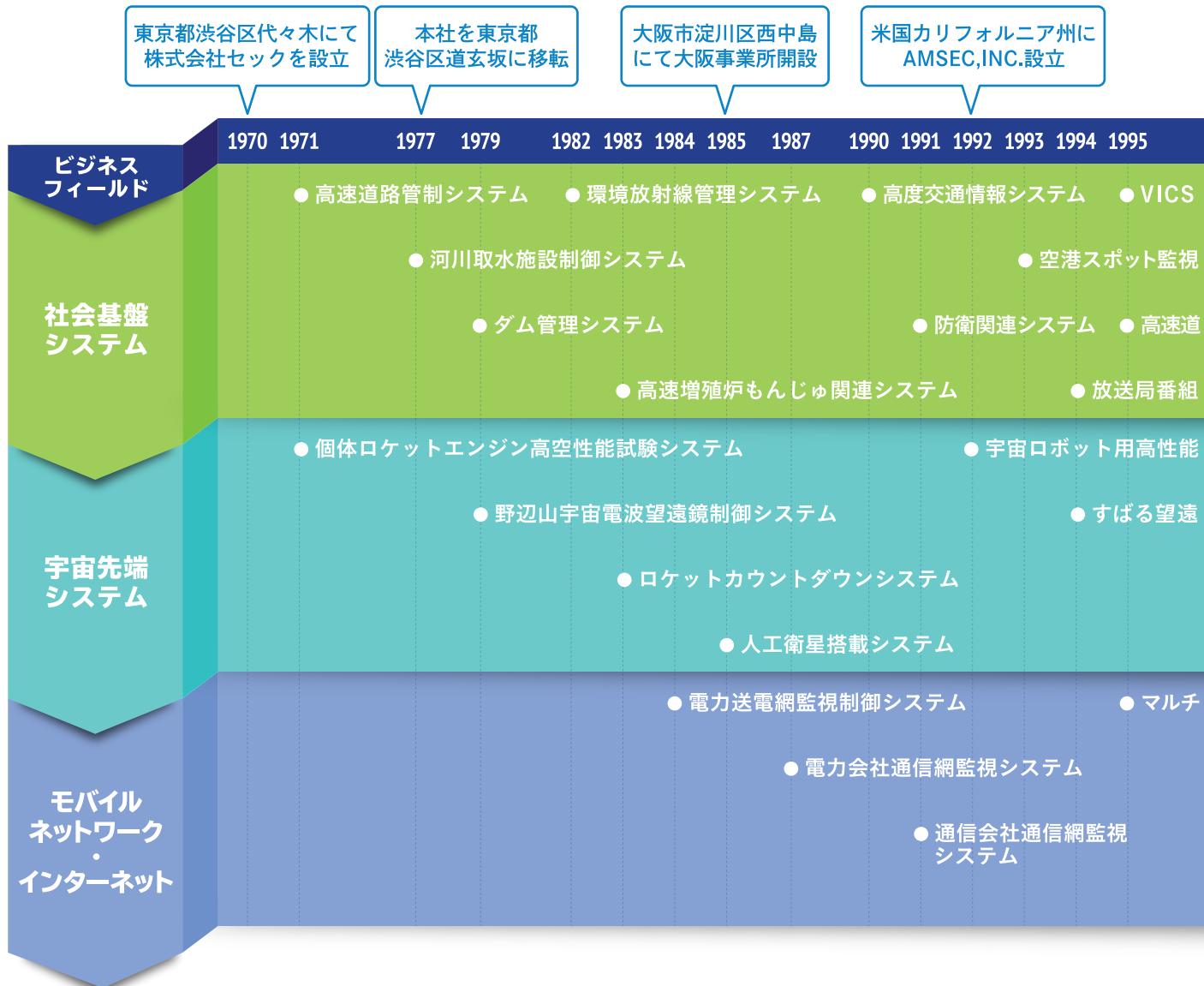
### ■ JAXAと宇宙機の故障予兆検知の実用性検証を開始

当社は2017年より、JAXAと共同で「機械学習を用いた運用データの解析による宇宙機の故障解析」をテーマに研究開発を進めてきました。この研究成果を用いて、2019年10月、運用中の衛星を対象に、リアルタイムに故障の予兆を検知する仕組みの実用性検証を開始しました。



# 社会の安全と発展のために ~セック50年の歩み~

1970年5月の創業以来、50年に亘るセックの主な開発実績と研究開発の歩みに



ついでご紹介いたします。



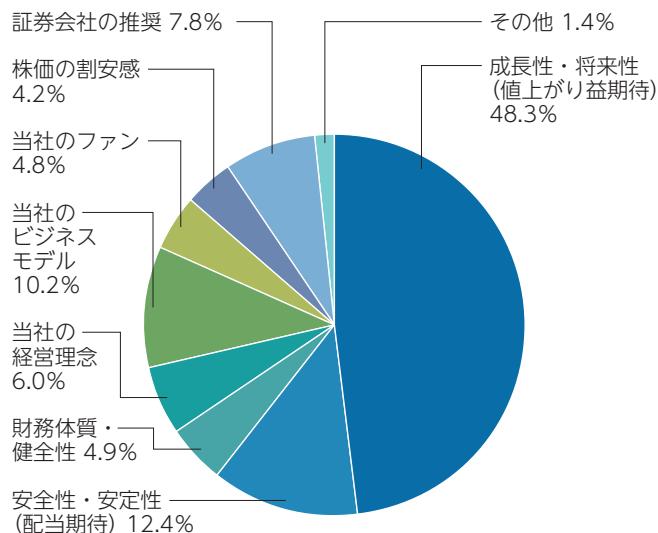
(道路交通情報) 編集配信システム	● 環境エネルギー分野研究開発	● コンピュータビジョンソフトウェア「Rtrilo」
システム	● ETC 関連システム	● 太陽光発電マネジメントシステム
路設備監視システム	● 位置情報サービス技術研究開発	● 医薬品医療機器関連情報システム
編成システム	● スマートチャージシステム	
ハンド	● 国際宇宙ステーション関連システム	● 機能安全対応 RTミドルウェア
鏡制御・解析システム	● ロボット分野研究開発	● 惑星探査機はやぶさ2 搭載システム
● スペースデブリ軌道実験システム	● 車両自動走行技術研究開発	● 屋内自律移動ロボットソフトウェア「Rtino」
● 惑星探査機はやぶさ搭載システム		● ロボットに搭載可能な人工知能プラットフォーム
メディアシステム	● 携帯電話端末エンベデッドソフトウェア	● スマートフォン電子マネー機能
● モバイル通信網基幹システム	● 携帯電話用TVアプリ・BMLブラウザ	● AR 適用スマートフォンアプリ
● 携帯電話標準技術調査研究	● Android スマートフォン搭載ソフトウェア	● MR 技術を用いた次世代可視化の検証
● スクリーンセーバー型 WWWブラウザ「Flashnavi」	● 非接触 IC 搭載ソフトウェア	● 車載情報端末
	● モバイル決済端末	

## アンケート結果・IR活動のご報告

当社は一昨年に引き続き、昨年6月、株主の皆様へアンケートを実施いたしました。394名（2019年3月31日時点の株主様の11%）の株主様からご回答をいただき、当社への貴重なご意見を多数頂戴しました。心よりお礼申し上げます。

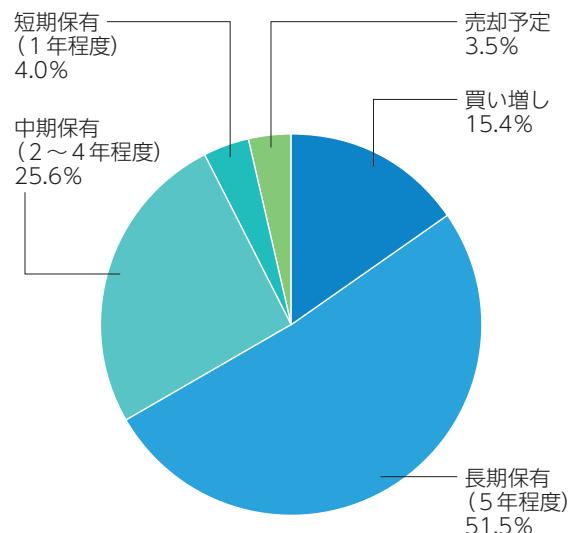
紙面の都合上、一部ではございますが、アンケート結果をご報告させていただきます。

### ■ 当社株式を購入された理由をお聞かせください。



※複数回答可

### ■ 今後の保有方針についてお聞かせください。



当期（第50期）は、個人投資家向けのIRセミナーを札幌、群馬、千葉、東京、大阪、福岡にて計9回開催し、数多くの投資家の皆様に当社を知っていただく機会を設けることができました。

また、年に2回の決算説明会を開催するとともに、機関投資家の皆様との個別の対話の機会を設けてまいりました。

今後も当社について、より広く、深くご理解いただけるように、株主・投資家の皆様向けのIR活動を充実させてまいります。



## ■ 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
公告方法	電子公告により行う。 公告掲載URL <a href="http://www.pronexus.co.jp/koukoku/3741/3741.html">http://www.pronexus.co.jp/koukoku/3741/3741.html</a> なお、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
同郵送先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
上場市場	東京証券取引所市場第一部
証券・銘柄コード	3741

### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

## ■ ホームページのご案内

株主・投資家の皆様に、当社について、よりわかりやすくお伝えするために、2020年3月にホームページをリニューアルしました。  
ぜひご覧ください。



セック

検索

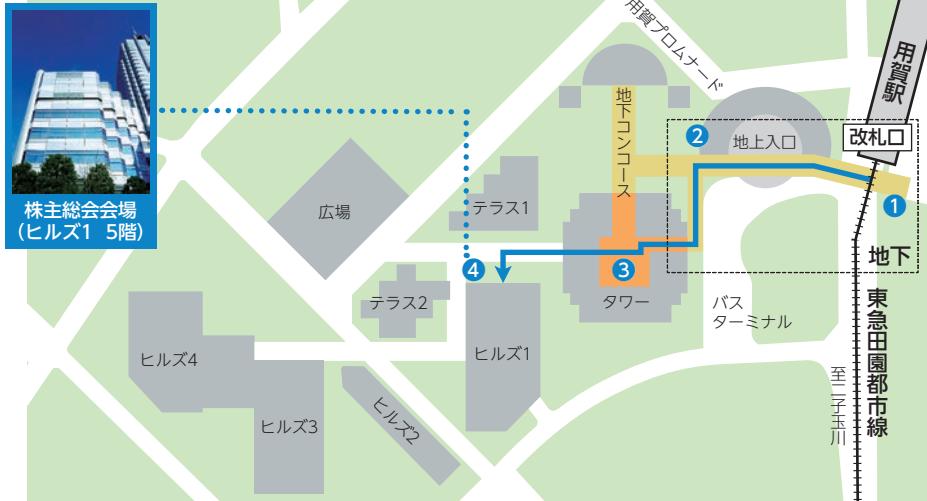
当社HP <https://www.sec.co.jp/>

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都世田谷区用賀四丁目10番2号  
世田谷ビジネススクエア ヒルズ1 5階 会議室  
TEL 03-5491-4770

交通 東急田園都市線 用賀駅より徒歩2分



## 道順

- ① 用賀駅改札（1ヶ所のみ）を出られましたら、右方向にお進みください。
- ② 地下コンコースを直進し、ファーストキッチン・ウェンディーズの角を左方向にお進みになり、突き当たりを道なりに右方向にお進みください。
- ③ エスカレーターに乗り、1階へお上がりください。
- ④ 右手に池（テラス1）を見ながら直進し、左側が開けたところで、左手にヒルズ1があります。エレベータで5階にお上がりください。

## お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 株式会社セック

本社 / 〒158-0097 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号  
世田谷ビジネススクエア（東急田園都市線「用賀」駅直結）  
TEL 03-5491-4770 FAX 03-5491-4771  
URL : <https://www.sec.co.jp/>

